

特定非営利活動法人 TOPPERS プロジェクト

休会に関する規則

平成21年6月19日制定

(目 的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 TOPPERS プロジェクトの会員が休会する場合の取扱いを定めることを目的とする。

(休 会)

第2条 次の2つの条件を満たす会員は、休会届を会長に提出することで、休会することができる。

- (1) 会費の滞納がないこと
 - (2) 過去に休会したことがないこと
- 2 休会中は、会員の資格を停止し、年会費の納入を免除する。

(復 会)

第3条 休会中の会員は、休会の日から2年以内に復会届を会長に提出し、年会費を納入することで、復会することができる。

(復会しない場合の扱い)

第4条 休会中の会員が、休会の日から2年以内に復会届を提出しない場合、退会したものとみなす。

(附 則)

- 1 この規則は、平成21年4月1日に遡って施行する。